

2022年4月11日

## 男性の育児休業取得義務化と多目的型の休職制度新設について

株式会社十八親和銀行（取締役頭取 山川 信彦）は、男性の育児参画を積極的に推進していくため、男性育児休業につき10日間を取得義務化するとともに、多様化する従業員のニーズに応えるため、多目的型の休職制度を新設することとしましたのでお知らせします。

今後も、全従業員が仕事もプライベートも充実できる環境を整えるとともに、ブランドスローガンである「あなたのいちばんに。」のもと、多様な人財の活躍に向けた人財戦略に積極的に取り組むことで、グループ総合力を強化し、より一層皆さまにご支持いただけるよう努めてまいります。

### ■ 男性の育児休業取得義務化について

男性の育児参画については本年4月に改正育児介護休業法が施行されるなど、社会全体の課題として認識しております。当行ではこうした社会課題の解決に向けた取組みを積極的に推進していくため、男性の育児休業取得について2022年10月より最低10日間を義務化することとしました。尚、10日間については有給での対応とし、サポート体制等、取得しやすい環境整備を進めてまいります。実施予定日：2022年10月1日

### ■ 多目的型の休職制度の新設について

従業員の自律的キャリア開発（Work/Career）や介護・不妊治療（Life）などにも対応が可能な多目的型の休職制度（フレキシブル休職制度）を新設することで、従業員の幅広いニーズに対応していきます。実施予定日：2022年10月1日

#### 【フレキシブル休職制度概要】

区分	フレキシブル_Work/Career	フレキシブル_Life
	従業員の成長・キャリア開発に資するもの	プライベートな個別事情に専念し、復職後のキャリアを充実させるもの
利用目的 (予定)	① 私費就学や留学 ② 他企業での研修・就業 ③ 配偶者の海外転勤への同行 ④ その他銀行が認めるもの	① 介護（介護休業規定の対象外） ② 妊活（不妊治療） ③ その他銀行が認めるもの
取得期間	原則1年・最長3年（分割取得可）	最長1年（分割取得可）
取得回数	5年経過毎に取得可能	5年経過毎に取得可能

以上

《 本件に関するお問合せ先 》

(株)十八親和銀行 人事部 ダイバーシティイキティ&イノベーション推進室 担当：松永・濱田  
 TEL 095 - 895 - 6463